

組合ホームページでも随時情報
発信中です、是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



暦の上では秋を迎えましたが、まだまだ厳しい残暑が続いております。朝夕には少しずつ涼しい風が感じられ、虫の音や澄んだ空に、秋の訪れを感じる季節となりました。組合員の皆様におかれましては、日頃より当組合の事業運営ならびに技能実習生・特定技能外国人の受入れ、支援にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

9月は夏の疲れが出やすい一方、季節の変わり目で寒暖差も大きくなる時期です。また、台風や大雨などへの備えも欠かせません。外国人材の皆様にも、体調管理や防災についてお声掛けいただき、安全で安心した毎日を過ごせるようご配慮いただければ幸いです。

これから実りの秋を迎えます。組合員の皆様と外国人材の皆様にとって、日々の努力が実を結ぶ、実り多き秋となりますことを心より願っております。今月もどうぞよろしくお願い申し上げます。



◆技能実習生の受入れ申込期限について

2027年4月の育成就労制度開始に伴い、技能実習制度での受入れについては2027年6月30日までが入国が期限となっております。

当組合では、技能実習生の入国期限である2027年6月30日までに確実な入国を行うために**技能実習制度での受入れ申込の受付を2026年11月30日まで**といたします。

2026年12月1日以降のお申込みについては育成就労制度で受付させていただき、制度開始の2027年4月1日以降の入国となります。



■2026年度最低賃金改定のお知らせ

2026年度の最低賃金改定に伴い、千葉県と茨城県の最低賃金の答申が行われました。

技能実習生・特定技能外国人も対象です。最低賃金は、国籍や在留資格にかかわらず、日本国内で働く全ての労働者に適用されます。

都道府県	最低賃金額 (2025年)	最低賃金額 (2026年)	引き 上げ額
茨城県	1,074円	1,136円	62円
千葉県	1,140円	1,195円	55円

技能実習生や特定技能外国人についても、**日本人従業員と同様に最低賃金以上の賃金を支払う必要があります**。受入れ企業の皆様におかれましては、新しい最低賃金の発効に備え、現在の賃金額を今一度ご確認ください。特に、**月給制の場合は「月給額が最低賃金を上回っているから大丈夫」と判断するのではなく、最低賃金の対象となる賃金を時間額に換算して確認する必要があります**。

最低賃金の改定に伴い、受入れ企業の皆様におかれては下記について確認をお願いいたします。

技能実習生、特定技能外国人の現在の基本給・時給 雇用契約書、雇用条件書等に記載されている賃金額	月給制の場合の最低賃金との比較 最低賃金改定後の給与計算
--	---------------------------------

最低賃金を下回ることのないよう、新しい最低賃金の発効前に必ず賃金額をご確認ください。賃金変更に伴い、技能実習生・特定技能外国人に関する手続きや書類の変更等についてご不明な点がございましたら、組合までお気軽にお問い合わせください。

■技能実習生が犯罪に巻き込まれないために (外国人技能実習機構リーフレットより)

技能実習生が犯罪に巻き込まれる背景には「日本語や制度への理解不足」「孤立感」「安易な金銭欲求」があります。実習実施者の皆様におかれましては、技能実習生に対し単なる労務管理にとどまらず、生活面での支援や心理的な安心感を提供することが不可欠です。犯罪防止は技能実習生を守るだけでなく、企業の社会的信頼を維持するためにも重要です。日常的な声かけと相談体制の整備を通じて、技能実習生が安心して働ける環境を築いていきましょう。

■実習生が巻き込まれやすい犯罪例

通帳・キャッシュカードの譲渡	現金の引き出し・振込代行
荷物の受取り役	SNSでの高額アルバイト勧誘



■申請取次料改定のお知らせ

平素より弊組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当組合では、各種申請取次業務に伴い、申請に必要な各種証明書類について、企業様に代わり市役所・税務署等の関係機関での取得手続きを行っております。

今回、諸経費の見直しに伴い、申請取次料を下記のとおり改定させていただきます。

【改定前】 3,300円(税込)

→【改定後】 4,300円(税込)

なお、今後も申請に必要な証明書類の取得手続きにつきましては、これまで同様、組合にて対応いたします。企業様にはご負担をおかけすることとなりますが、円滑な申請手続きとサービスの維持に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■組合へのLineでのご連絡について

弊組合では公式Lineを開設しております。

お友達登録の際には、右の登録QRコードをご利用ください。

◆公式Lineの利用例

- 組合より実習実施者の皆様へお願いする諸書類の送付(責任者講習修了証、36協定書、賃金台帳等)
- 技能実習生の顔写真の送付 等



■技能実習生の途中帰国について

外国人技能実習生が途中帰国する場合、理由にかかわらず、**帰国時にかかる費用は受入れ企業(実習実施者)様が負担**することが技能実習制度で決められております。

これは、技能実習制度の適正な運用を確保し、技能実習生が安心して帰国できるようにするための重要な取り決めです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■組合による監査が終了しました

7月27日～8月7日に実施した「**組合による監査**」につきまして、受入れ企業の皆様ご協力ありがとうございました。

下記内容は注意していただきたい事項となりますので、ご確認いただき実習実施者の皆様におかれては対応をお願いいたします。

▶時間外労働45時間超の場合

月ごとに軽微変更届の作成が必要です

月の残業時間が45時間を超える場合、軽微変更を届出する必要があります。組合への連絡と出勤簿(実習日誌)の提出をお願いします。

▶書類の備付け状況を確認してください

雇用契約書や労働保険等の備付け書類について、不備が無いようお願いいたします。

▶残業等の計算ミスについて

残業代等の計算時に、割増率や金額の確認をお願いします。

▶定期健康診断の実施

定期健康診断は1年ごとの実施が必要です。



■次回の監査は11月を予定しております。

今後の行事予定

9月3日(木)	技能実習生配属
9月4日(金)	技能実習生入国(インドネシア)
9月8日(火)	技能評価試験:農業試験勉強会
9月9日(水)	技能評価試験:農業試験(専門級) 場所:成田国際文化会館
9月13日(日)	技能評価試験:とび試験(専門級) 場所:県職業人材育成センター
9月17日(木)	技能評価試験:型枠試験(専門級) 場所:県職業人材育成センター
9月27日(日)	技能実習生帰国対応